

第4章 山形県公立大学法人

第1 概要

1 施設・法人概要(令和7年4月1日現在)

団体名称	山形県公立大学法人
所在地	山形県米沢市通町 6-15-1
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日
代表者	理事長 阿部 宏慈
所管部署	総務部 高等教育政策・学事文書課
資本金・出捐金 (県の割合)	2,053,160 千円(100%)
主な出資者	山形県
設立目的	山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学の設置及び管理
主な事業内容	大学を設置し、これを運営すること
	学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
	法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと
	公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
	大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること
情報公開(HP)	https://www.c.yone.ac.jp/

(施設外観)

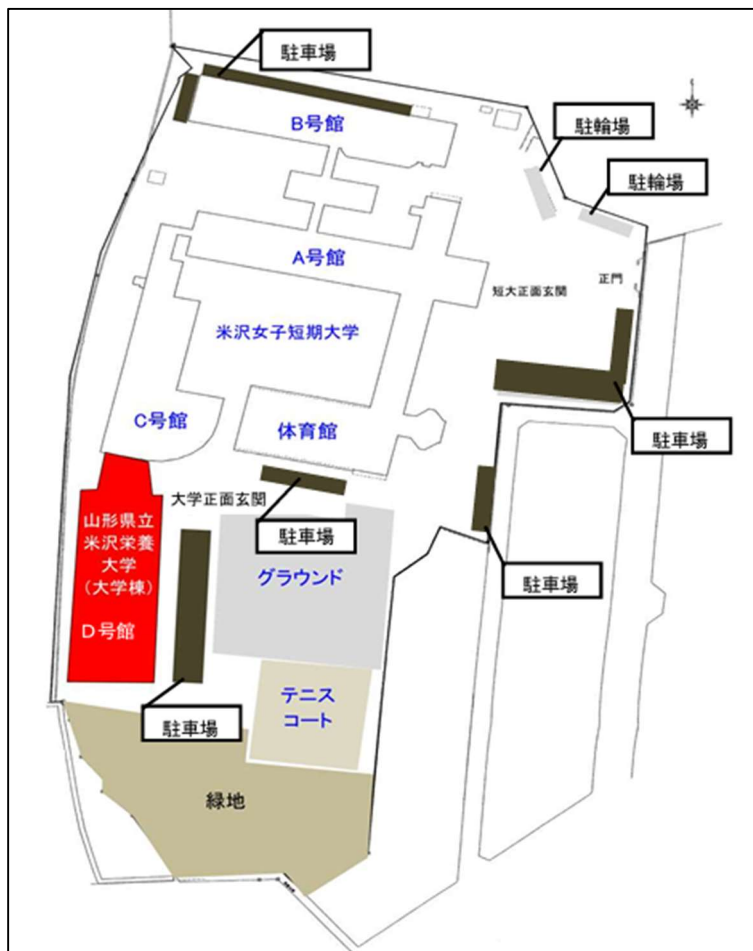
・山形県立米沢女子短期大学



・山形県立米沢栄養大学



(施設マップ)



2 沿革

昭和 27 年4月	米沢市立米沢女子短期大学(家政科・被服別科)開学
昭和 31 年4月	国語科設置
昭和 38 年4月	県立移管
昭和 45 年4月	学科名称変更(国語科→国語国文学科、家政科→家政学科)
昭和 51 年4月	被服別科廃止
昭和 59 年4月	英語英文学科・日本史学科設置
平成6年4月	社会情報学科・健康栄養学科設置
平成7年3月	家政学科廃止
平成 21 年4月	公立大学法人へ移行(公立大学法人山形県立米沢女子短期大学)
平成 26 年4月	米沢栄養大学開学、健康栄養学部健康栄養学科設置 法人名称を山形県公立大学法人に変更
平成 27 年3月	米沢女子短期大学健康栄養学科廃止
平成 30 年4月	米沢栄養大学大学院開学

3 役職員の状況

(単位:人)

		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
役員数	常勤	6	6	6	
		うち県職員	1	1	1
		うち県 OB	—	—	—
	非常勤	4	4	4	
		うち県職員	—	—	—
		うち県 OB	1	1	1
職員数	常勤	16	17	18	
		うち県職員	12	11	11
		うち県 OB	—	—	—
	非常勤	17	16	16	
		うち県職員	—	—	—
		うち県 OB	1	1	1
県職員計		13	12	12	
県 OB 計		2	2	2	
※評議員		—	—	—	

5 県費の受入状況(決算額)

(単位:千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
補助金	—	—	—	
負担金	—	—	—	
出資(捐)金	—	—	—	
受託金	105	55	484	県からの委託事業
借入金	—	—	—	
減免額	—	—	—	
その他	622,462	691,630	720,053	運営費交付金

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

第2 経営管理全般

1 概要

①在校生の推移(各年5月1日現在)

(単位：人)

区分	学科	定員	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			合計	充足率	合計	充足率	合計	充足率
栄養大	健康栄養学部	168	176	104.8%	174	103.6%	178	106.0%
	大学院(修士)	6	3	50.0%	4	66.7%	5	83.3%
	合計	174	179	102.9%	178	102.3%	183	105.2%
短大	国語国文学科	200	190	95.0%	203	101.5%	205	102.5%
	英語英文学科	100	99	99.0%	100	100.0%	89	89.0%
	日本史学科	100	114	114.0%	105	105.0%	95	95.0%
	社会情報学科	100	113	113.0%	110	110.0%	110	110.0%
	合計	500	516	103.2%	518	103.6%	499	99.8%

②教職員の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：人)

	山形県立米沢栄養 大学	山形県立米沢女子 短期大学
常勤教員数	20	31
非常勤教員数	25	51
常勤職員数	19(兼務)	
非常勤職員数	16(兼務11、米沢女子短期大学5)	

※常勤職員のうち学長は、米沢栄養大学、米沢女子短期大学を兼務(両大学に計上)

③卒業後の進路(令和6年度卒業生)

(単位：人)

	山形県立米沢栄養 大学	山形県立米沢女子 短期大学
卒業者数(人)	43	243
就職率(%)	100.0%	95.0%
県内就職率(%)	37.5%	38.6%
進学率(%)	0.0%	100.0%
その他(%)	7.0%	13.6%

※県内就職率は就職希望者総数に対する割合

※その他は専門学校、アルバイト、家庭など

④合格率と入学率(令和6年度入学)※推薦及び一般の合計で算定

(単位：%)

	山形県立米沢栄養 大学	山形県立米沢女子 短期大学
受験者数	79	322
合格者数	48	322
入学者数	46	239
合格率	60.8%	100.0%
入学率	58.2%	74.2%

※大学院を除く

⑤入学料及び授業料

(単位：円)

	山形県立米沢栄養 大学	山形県立米沢女子 短期大学
入学料(県内)	282,000	140,000
入学料(県外)	564,000	280,000
授業料(年額)	535,800	390,000

⑦財務情報(令和6年度決算)

(単位:円)

区 分	山形県立 米沢栄養大学	山形県立 米沢女子短期大学	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	334,659,624	662,836,906	997,496,530	1,011,664	998,508,194
教育経費	51,238,011	139,146,667	190,384,678	1,000,000	191,384,678
研究経費	16,656,576	13,483,759	30,140,335	-	30,140,335
教育研究支援経費	3,845,725	5,739,694	9,585,419	11,664	9,597,083
受託研究費	6,103,779	-	6,103,779	-	6,103,779
受託事業費	1,306,475	181,000	1,487,475	-	1,487,475
人件費	255,509,058	504,285,786	759,794,844	-	759,794,844
一般管理費	48,101,830	88,258,212	136,360,042	-	136,360,042
貯蓄費用	-	-	-	-	-
小 計	382,761,464	751,095,118	1,133,856,572	1,011,664	1,134,868,236
業務収益					
運営費交付金収益	251,316,899	485,482,650	736,799,549	-	736,799,549
学生納付金収益	118,210,850	244,706,200	362,917,050	-	362,917,050
受託研究収益	6,111,826	-	6,111,826	-	6,111,826
受託事業等収益	1,386,817	181,000	1,567,817	-	1,567,817
補助金等収益	789,200	-	789,200	1,000,000	1,789,200
寄附金収益	2,407,291	703,385	3,110,676	2,622,642	5,733,318
貯蓄収益	-	-	-	770	770
雑益	1,269,991	9,335,834	10,605,825	-	10,605,825
小 計	381,492,874	740,409,069	1,121,901,943	3,623,412	1,125,525,355
業務増益	△1,268,590	△10,686,049	△11,954,629	2,611,748	△9,342,881
土地	-	-	-	604,100,000	604,100,000
建物	514,549,757	234,569,908	749,119,665	-	749,119,665
構築物	7,292,228	3,879,950	11,172,178	-	11,172,178
図書	1,036,648	371,222,940	372,259,588	24,707,132	396,966,720
その他	55,643,385	134,411,800	190,055,185	138,142,973	328,198,158
構築資産	578,522,018	744,084,598	1,322,606,616	766,950,105	2,089,556,721

(出典:「山形県公立大学法人 令和6年度財務諸表」より抜粋)

2 実施した手続き

監査人は、本法人において、ヒアリング及び、議事録等の閲覧、現地調査を行い、組織体制や学生の在籍状況、学生の支援制度、卒業後の進路先、地域との連携状況などを把握した。また、関連する規程等に基づき、組織運営が行われているか確認した。

3 監査結果

(1)経営に関する意思決定機関の合同開催について

本法人の経営体制として、組織図で記載のとおり、定款に基づき経営審議会及び教育研究審議会(山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学の別)が設置されている。

「山形県公立大学法人定款」より抜粋

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第14条法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者により構成する。

(1)理事長

(2)理事

(3)法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命するもの(以下この条において「学外委員」という。)

3学外委員の数は、2人以上とする。

4学外委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5学外委員は、再任されることができる。

(中略)

(審議事項)

第17条経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第21条第1号において同じ。)に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2)中期計画(法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。第21条第2号において同じ。)及び年度計画(法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。第21条第2号において同じ。)に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3)法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項(前号に掲げる事項を除く。)のうち、法人の経営に関するもの

(4)学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(5)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(6)大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(7)職員の人事及び評価に関する事項(教員については、定数その他の法人の経営に関する部分に限る。)

(8)組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9)その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第 18 条法人に、大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2教育研究審議会は、委員 12 人以内で組織し、教育研究審議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者により構成する。

(1)学長

(2)学長が指名する理事

(3)副学長を置くときは、副学長

(4)学部、学科、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が定めるもの

(5)法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長が任命するもの(以下この条において「学外委員」という。)

3学外委員の数は、2人以上とする。

4学外委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5学外委員は、再任されることができる。

(中略)

(審議事項)

第 21 条教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)中期目標についての意見に関する事項(第 17 条第1号に掲げる事項を除く。)

(2)中期計画及び年度計画に関する事項(第 17 条第2号に掲げる事項を除く。)

(3)法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項(前号及び第 17 条第3号に掲げる事項を除く。)

(4)学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(5)教員の人事及び評価に関する事項(定数その他の法人の経営に関する部分を除く。)

(6)教育課程の編成に関する方針に係る事項

(7)学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8)学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(9)教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10)その他大学の教育研究に関する重要事項

上記規定に基づき、経営審議会及び教育研究審議会が設置されているが、それぞれの審議会の委員の中には複数の審議会の委員を務めている委員もいるため、経営審議会及び教育研究審議会が同時開催されていた。また、当該審議会の議事録もすべての審議会をまとめた形で1つの議事録として作成されていた。

当該審議会での議題に対する決議にあたっては、異議があれば意思表示を行い、なければ決議される形式で行われており、その旨が議事録にすべての開催回で記載されていた。すべての議事録で出席者全員の異議がないことをもって決議しているが、上記規定のとおり、各審議会で審議できる審議事項は異なっており、委員が重複しているとはいえ、権限外の委員が審議を行っている体裁となっている。

以上より、本来、各審議会は別々に開催、審議を行うべきであるが、会議の効率化のために合同で実施する場合は権限外の審議事項の際は権限がない委員は離席し、その旨を議事録にも記載すべきである。【指摘事項】

(2)教育振興会奨学金貸付特別会計の目的外使用について

本法人では、学生支援の一環で国の奨学金制度だけでなく、本法人独自の奨学金制度も設けている。本法人で受けられる奨学金制度は下記のとおりである。

①日本学生支援機構奨学金			
種類	金額	期間	申請・募集
第一種奨学金 【無利子(貸与)】	(自宅通学)月額 20,000 円、 30,000 円、45,000 円から選択 (自宅外通学)月額 20,000 円、30,000 円、45,000 円、 51,000 円から選択	正規の 修業年限	(予約採用) 進学前 (在学採用) 進学後(春と秋)
第二種奨学金 【有利子(貸与)】	月額 20,000 円～120,000 円 から選択(10,000 円単位)		
給付奨学金 ※世帯の所得金額 等に基づき支援区分 が決定	(自宅通学) 【第 I 区分】月額 29,200 円 【第 II 区分】月額 19,500 円 【第 III 区分】月額 9,800 円【第 IV 区分】月額 7,300 円 (自宅外通学) 【第 I 区分】月額 66,700 円 【第 II 区分】月額 44,500 円		

	【第Ⅲ区分】月額 22,300 円 【第Ⅳ区分】月額 16,700 円		
--	--	--	--

②山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金

種類	要件	金額	申請・募集
無利子(貸与)	主たる家計支持者の死亡や自然災害等により学生の経済状態が悪化した場合	1年度あたり 60 万円以内、上限 120 万円	随時

③山形県立大学法人教育振興会奨学金

種類	要件	金額	申請・募集
無利子(貸与)	主たる家計支持者の死亡や自然災害等により学生の経済状態が悪化した場合	1年度あたり 60 万円以内、上限 120 万円	随時

上記奨学金制度のうち、本法人独自の奨学金制度は②及び③が該当するが、本法人の会計とは切り離され、それぞれ特別会計にて奨学金事業を実施している。

監査において、③の山形県立大学法人教育振興会奨学金について、減免制度や国の奨学金制度により学生からの追加の奨学金の要望がなく、直近での貸し付け実績はない状況であった。一方で、当該奨学金特別会計とは別に会費等で運用されている教育振興会事業について、学生などからの会費が減少傾向にあり、会費のみでの運営が困難となっているため、当該特別会計の資金を取り崩し、特別会計施設拡充費として教育振興会事業の財源に充当されていた。

令和6年度山形県公立大学法人教育振興会奨学金貸付特別会計収支決算

<収入の部>

(単位:円)

大科目	小科目	予算額	決算額	増減	摘要
繰入金		0	0	0	
	繰入金	0	0	0	
繰越金	前年度繰越金	4,497,630	4,497,630	0	令和5年度からの繰越金
		4,497,630	4,497,630	0	
貸付金回収収入		0	0	0	
		0	0	0	

	奨学金回収収入				
合計		4,497,630	4,497,630	0	

<支出の部>

(単位:円)

大科目	小科目	予算額	決算額	増減	摘要
貸付金		1,200,000	0	△1,200,000	
	奨学金貸付金	1,200,000	0	△1,200,000	
事務費		50,000	0	△50,000	
	事務費	50,000	0	△50,000	
繰出金		3,200,000	3,600,000	400,000	特別会計施設拡充費へ繰入
	繰出金	3,200,000	3,600,000	400,000	
予備費		47,630	0	△47,630	
	予備費	47,630	0	△47,630	
合計		4,497,630	3,600,000	△897,630	

上記繰出金 3,600,000 円の支出によって奨学金残高が減少したことで、現在の残高で貸し付けを実施できるのは1名分のみで複数名から要望があった場合、貸付対応することができない水準となった。

以上より、奨学金として支出すべき資金を事業目的外の資金に活用するべきではない。【指摘事項】

また、国の奨学金制度を優先していることや適用要件が突発的な要因によることなどもあり、当該奨学金制度は直近数年間の貸付け実績がない。資金需要がないのであれば、当該奨学金の必要性は低くなっており、当該奨学金制度の他にも山形県立米沢女子短期大学三宅記念奨学金があることから、他の奨学金制度と統合することを検討されたい。【意見】

(3) 監事監査計画書の未作成について

本法人の監事監査について、山形県公立大学法人業務方法書及び山形県公立大学法人監事監査規程で下記のとおり定められている。

「山形県公立大学法人業務方法書」より抜粋

(監事及び監事監査に関する事項)

第 21 条法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監事が有する権限

(2) 監査の結果に係る理事長への報告

- (3)監査の結果の業務への適切な反映
- (4)監査の結果に対する改善状況の監事への報告
- (5)役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実がある場合の監事への報告義務
- (6)法人の意思決定に係る文書の閲覧

第 23 条法人は、第 21 条に定める監事及び監事監査に関する規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。

「山形県公立大学法人監事監査規程」より抜粋

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度の初めに、次に掲げる事項を記載した監査計画書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

- (1) 監査の実施期日
- (2) 監査の対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項

上記規定に基づき、監事は監査計画書を作成する必要があるが、これまで作成されたことはなかった。

以上より、規程に基づき監査計画書を毎事業年度作成すべきである。【指摘事項】

第3 収入事務

1 概要

本法人における令和6年度の収入は下表のとおりであり、大部分は山形県からの運営費交付金と、学生からの入学料及び授業料によって構成されている。

(単位:千円)

項目	金額
運営費交付金収益	736,799
授業料収益	288,870
入学料収益	66,519
入学審査料収益	7,526
受託研究収益	6,111
受託事業等収益	1,567
補助金等収益	1,789
寄付金収益	5,733
財務収益	
受取利息	0
雑益	
財産貸付料収入	7,842
文献複写収入	26
研究関連収入	1,479
その他の雑益	1,257

本法人が運営する米沢栄養大学及び米沢女子短期大学は、いずれも高等教育の修学支援新制度の対象校であるため、日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象になった学生や多子世帯の判定を受けた学生は、入学料及び授業料について減免の対象となる。また、上記制度では支援対象にならない場合であっても、本学独自の支援制度を設けている。その概要は以下のとおりである。

授業料の減免・徴収猶予

日本学生支援機構の授業料減免の認定を受けられなかった場合や一部免除しか受けられなかった場合に、経済的理由等によって授業料の納付が困難と認められ、かつ、成績が優秀と認められる場合などに、本高等教育機関として上乘せして授業料の一部を免除又は猶予する制度があります。

◎要件

・日本学生支援機構の授業料減免対象者の認定を受けられなかった者又は認定を受けることが出来ないため申請を行わなかった者

- ・経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる場合
- ・学費負担者が死亡し、又は学生若しくは学費負担者が甚大な風水害等の災害を受ける等のやむを得ない事情があり、納付が困難であると認められる場合

三宅記念奨学金(米沢女子短期大学)

- ・融資上限 1年あたり60万円以内、上限120万円
- ・融資利率 無利子

◎要件

主たる家計支持者の死亡や自然災害等により、学生の経済状態が悪化した場合

(出典:山形県公立大学法人授業料免除等取扱要領、2026年度学校案内)

2 実施した手続き

監査人は本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本高等教育機関の運営費交付金や授業料等の収入事務手続きが適正に実施されているかの検証を行った。

また、授業料等の滞納の有無についてヒアリングするとともに、管理状況について現地調査を実施した。

さらに、授業料等の改定の要否について、所管部署で検討しているかの検証を行った。

3 監査結果

本法人の各種規程に従い、令和6年度に計上されている運営費交付金収入、授業料、授業料減免等についてサンプルを抽出し、起案書、通帳、収入調書、振替伝票、総勘定元帳、免除に係る本人申請書類、授業料減免判定結果一覧等で入金及び財務会計処理を確認した結果、収入事務手続きは規程に基づいて行われていた。

授業料等の滞納状況については、当年度分について入金に遅れが生じるケースはあるが、過年度分について年度を跨いだ滞納は発生していないとの回答を担当者から受けた。年2回の入金についても、銀行の入金データを授業料債権管理システムに取り込み、収納予定金額と照合した結果を消込結果明細表として出力した上で、担当者は別途エクセルファイルにて未入金の管理を行っており、その管理状況に不備は確認されなかった。

また、授業料等の改定の要否についても、毎年検討されていた。本法人における入学料や授業料等は、基本的に「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で示されている標準額に準拠しているためこれまで据え置かれてきたが、当該標準額が変更になる場合に見直しを検討されることになる。上記省令の標準額に変更はないものの、国立大学の中には現行で認められている限度額20%の範囲内で授業料の値上げを行うケースが近年増加している。文部科学省も令和10年度からの実施を目指して適正な授業料について検討を行う動きもあるため、今後の動向に注視していただきたい。

第4 支出・契約事務

1 概要

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営や施設の維持管理に係る業務委託費、使用料、賃借料、報酬委託手数料等、多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「山形県公立大学法人会計規則」、「山形県公立大学法人契約事務取扱規程」及び「山形県公立大学法人業務方法書」によって定められている。

「山形県公立大学法人会計規則」より抜粋

第6章 契約

(契約の方法)

第 28 条 契約責任者は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付さなければならない。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができる。

2 競争入札に加わろうとする者に必要な資格その他競争について必要な事項は、別に定める。

(落札の方法)

第 29 条 競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

3 契約の性質又は目的から第1項の規定により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第 30 条 競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第 31 条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をし

なければならない。

(長期継続契約)

第 32 条 業務上翌年度以降にわたり契約を締結する必要がある場合は、複数年契約をすることができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

2 前項に規定する業務上必要がある契約は、別に定める。

「山形県公立大学法人契約事務取扱規程」より抜粋

(目的)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人会計規則(平成 21 年規則第4号。以下「会計規則」という。)の定めるところにより、山形県公立大学法人(以下「法人」という。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務(以下「契約事務」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

なお、第1条(目的)以下は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約その他法人の契約事務の取扱いに関し必要な事項が定められている。

「山形県公立大学法人業務方法書」より抜粋

第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第 27 条 法人は、山形県公立大学法人定款第 22 条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第 28 条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

2 実施した手続き

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「山形県公立大学法人会計規則」、「山形県

公立大学法人契約事務取扱規程」及び「山形県公立大学法人業務方法書」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についてもあわせて確認した。

3 監査結果

(1) 委託業務における従事者の管理について

サンプル抽出した取引に関して、下表に記載の委託契約については、業務委託契約書に定められている受託者から委託者に対する従事者氏名の通知が行われていなかった。

業務委託契約の名称	受託者	契約期間
大学警備業務委託	A社	令和5年4月1日～令和8年3月31日
大学清掃整備業務委託	A社	令和5年4月1日～令和8年3月31日
学寮管理業務委託	A社	令和5年4月1日～令和8年3月31日

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

それぞれの業務委託契約書には、以下のような定めがある。

「業務委託契約書」より抜粋

(従事者の管理)

第4条 受注者は、従事者の氏名を、あらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

3 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

業務委託契約において、受託者が委託者に対して、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を通知する手続きの主な趣旨は、業務の適正な履行の確保と、業務遂行に必要な能力・資格が備わっていることを明確化することにある。

施設担当者によれば、上記委託業務はいずれも入札により契約者の選定を行っているが、長期間にわたって同一の者が落札しており、当該落札者が最初に落札して契約を締結した時に従事者氏名の通知を受けた以降については、従事者の変更があった場合にのみ変更の通知を受けており、契約更新のタイミングで改めて従事者氏名の通知は受けていないとのことであった。

従事者変更の都度その旨の通知は受けていることから、委託者側で把握していない者が委託業務に従事しているというような実害こそ生じていないものの、現在の運用は業務委託契約書第4条第1項に反している。

以上より、同一の事業者との契約が継続している業務委託契約においても、契約書に定められた条項に従い、新たな契約のタイミングで改めて従事者氏名の通知を受けるよう現在の運用を改めるべきである。【指摘事項】

(2) 再委託に係る事前協議・承認手続きの遵守について

サンプル抽出した取引のうち、山形県立米沢栄養大学空調屋外機及び木質ペレット焚温水ボイラー保守点検業務委託契約については、一部業務を第三者に対する再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議・承認手続きが一切行われていなかった。

再委託業務	再委託先
空調屋外機保守点検業務	M社
木質ペレット焚温水ボイラー保守点検業務	O社

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

「業務委託契約書」より抜粋

(再委託の禁止)

第 10 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

一般的に「再委託」とは、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任(準委任を含む)又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいい、本件のように委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は再委託に該当する。

再委託の承認手続きが契約において重要視され、厳格に運用される主たる趣旨は、委託業務の適正な履行の確保、責任関係の明確化、不正行為や情報漏洩のリスク低減にある。

本県においては、過年度の包括外部監査において、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用について早急に是正すべきである、との指摘がなされている。

当時は、再委託の定義やその取扱いを示した通知等は特になく、各契約担当者が作成する契約書において、再委託の事前承認について記載されているのみであり、契約書の当該条項の適用に際しては、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことであった。

しかし、当時の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となってしまう恐れがあった。

そこで本県では、本指摘に対する措置として、令和6年2月に、会計局会計課から各課、各公所あてに、再委託の定義やその取扱いを明確に示す通知(以下、「本通知」という。)を发出している(令和6年2月27日付け会計第784号「業務委託契約における再委託の取扱いについて」(通知))。本通知により、対象となる取引の範囲、再委託の定義、再委託の取扱い(再委託の承認手続き、再委託を承認することができる要件、再委託の承認手続きを不要とすることができる要件等)が明文化された。

<業務委託契約における再委託の取扱いについて(通知)>

	会計第 784 号 令和6年2月 27 日
各 課 長 各公所長 殿	会計局会計課長
業務委託契約における再委託の取扱いについて(通知)	
このことについて、下記のとおりとしますので、通知します。	
記	
1 本通知の対象範囲 県が発注者となる業務委託契約(工事に係る調査、設計及び測量委託を除く)	
2 再委託の定義 業務委託契約において、委託業務の全部又は一部を受注者が第三者に委託すること	
3 再委託の取扱い	
(1) 受託者が、業務の一部を第三者に委託することは原則として禁止する。ただし、あらかじめ再委託について発注者の承認を得た場合又は発注者が軽微なものと判断した業務を再委託する場合はこの限りでない。	
(2) 発注者は、再委託を承認する場合において、あらかじめ下記事項を記載した書面を受託者から提出させるものとする。(別記様式例を参照のこと)	
① 再委託させようとする第三者(以下、「再委託先」という)の所在地、名称及び代表者氏名	

(個人の場合は住所及び氏名)

- ② 再委託先の業務範囲及び業務期間
- ③ 再委託の理由、必要性及び再委託先の選定理由
- ④ その他発注者が必要と認める事項

(3) 発注者は、次の要件を満たす場合は、再委託を承認することができる。

- ① 受注者が、再委託先の行為について、県に対し全ての責任を負うこと
- ② 受注者が、再委託先に対して、県と受注者が取り交わした業務委託契約に基づく一切の義務を遵守させること

特に、再委託に係る業務で個人情報等の機密情報を取扱う場合は、受注者は再委託先のその取扱いについて確認、指導、検査を行うこと

- ③ 技術的、経済的能力から判断して再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないこと
- ④ 再委託することに合理的な理由があること
- ⑤ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じる(一括再委託、入札・見積合せの競合相手への再委託、1者随意契約の理由となっている業務の再委託先等)ものでないこと
- ⑥ 再委託先は次のいずれにも該当しないこと

イ 役員等(再委託先が個人である場合にはその者を、再委託先が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められること

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 発注者が軽微で再委託の承認が不要と判断する業務は、下記のいずれにも該当している必要がある。

- ① 仕様書等で明示された業務内容でないこと

② 再委託先が、業務完了報告書の全部又は一部の作成者とならないこと

【軽微なものとして扱うことができない事例】

給水設備保守点検業務委託における水質検査業務 等

以上より、受注者が委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、受注者に対し、本通知を参考として再委託承認の判断を行い、不測の事態が生じた場合の責任を明確にしておく必要がある。【指摘事項】

なお、会計局会計課では、本通知に基づく再委託の取扱いについて、「業務委託契約における再委託関係質疑応答」(令和6年4月30日会計号外)を作成し、各課、各公所あてに送付し、事務の参考にするよう周知を促している。

当該質疑応答の中に、本件のような専門的な機器の保守業務に関する以下のQ&Aが紹介されているので、再委託承認手続き省略の際の参考にされたい。

「業務委託契約における再委託関係質疑応答」より抜粋

Q9 専門的な機器の保守業務などは、代理店を通じた契約形態が一般的であるが、全て再委託の承認手続きを要するか。

A9 必要事項(通知3(2)①～④)及び受託者の責務(通知3(3)①及び②)が契約書・仕様書等の書面で明示されており、かつ、当該再委託が承認基準(通知3(3)①～⑥)を満たすことが確認できる場合は、契約書の締結によって事前の再委託の承認が行われたものと考え、手続きを省略してよい。

(3) 一定の資本的関係又は人的関係を有する会社等による入札参加及び相互供給の制限について

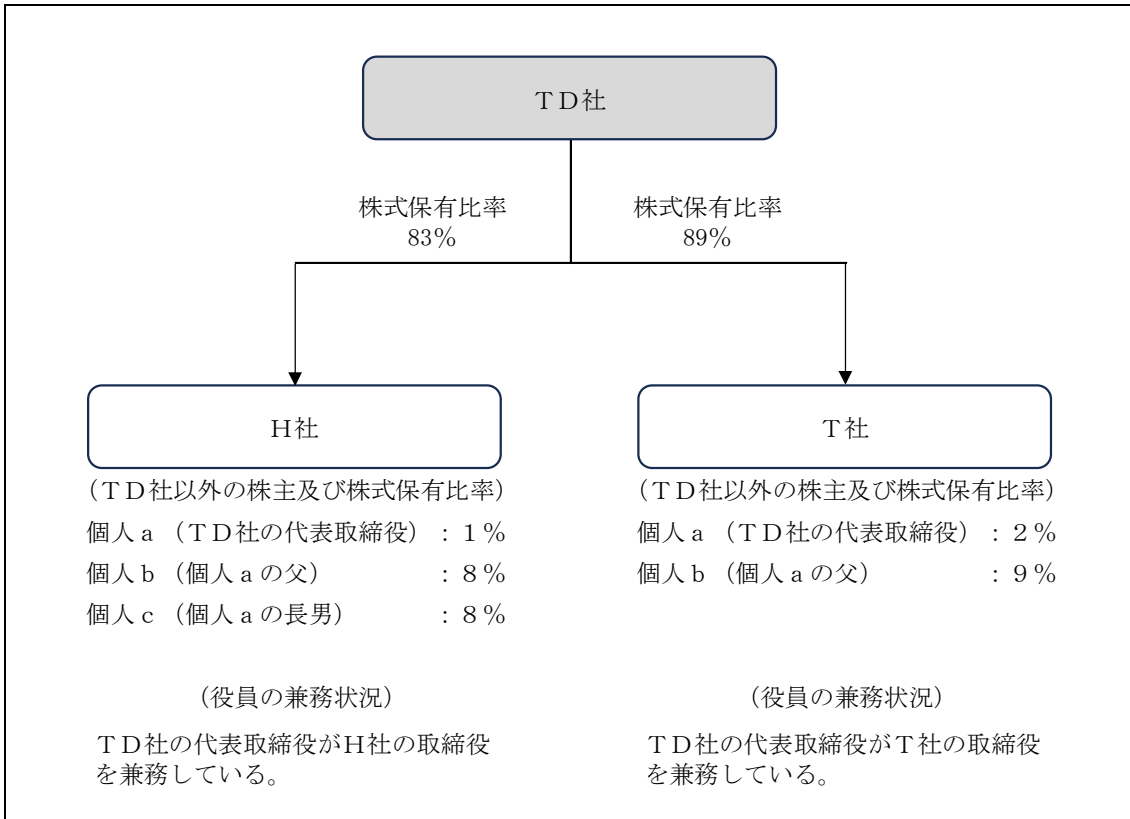
サンプル抽出した取引のうち、山形県立米沢栄養大学D号館照明設備LED化更新工事契約については、一定の資本的関係及び人的関係を有する会社同士による競争入札が行われていた。

また、同工事契約については、受注者から非落札者へ当該工事の一部を請け負わせる相互供給が確認された。

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本件入札においては、TD社、H社及びT社の3者より一般競争入札参加確認申請書の提出があり、令和6年6月19日に入札が執行されている。なお、TD社については入札辞退となっている。一見、当該3者により競争性が確保された公正な入札が行われているような外見を有しているが、当該3者の間には以下のような資本的関係及び人的関係がある。

<3社間の資本的関係及び人的関係>



一定の資本的関係又は人的関係等がある会社等が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、実効ある競争性確保の観点から入札の参加を制限することがある。

ただし、本法人においては特段制限を設けていない。同一入札への参加制限について、規定等により一律に定めてはおらず、個々の事案ごとに判断している。

以下は、他の自治体において資本的関係又は人的関係がある会社等の同一入札への参加が制限されるケースの例示である。

<他の自治体における同一入札への参加が制限されるケースの例示>

- (同一入札への参加を制限する会社等)
- (1) 資本的関係
 - ① 親会社等と子会社等
 - ② 親会社等が同一である子会社等
 - (2) 人的関係
 - ① 代表権を有する者が同一である会社等
 - ② 役員等に兼任がある会社等

- ③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- (3) 資本的関係と人的関係の複合的關係
上記(1)及び(2)が複合して該当する会社等
- (4) その他(上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる次の場合)
 - ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ② 従業員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ③ 組合とその構成員
 - ④ 共同企業体または設計共同体とその構成員
 - ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

本件TD社、H社及びT社について上記例示に照らしてみると、親会社等と子会社等、親会社等が同一である子会社等という資本的関係、役員等に兼任がある会社等という人的関係を有しており、資本的関係と人的関係の複合的關係がある会社等ということがいえる。

このような場合、TD社はH社及びT社の意思決定機関を支配しており、H社及びT社の意思決定権限はTD社が掌握しているものと考えられることから、H社及びT社による入札は、実質的にはTD社による入札と同視しうることとなり、競争性が確保された公正な入札が行われているといえるのか甚だ疑問である。

先に述べたとおり、法人によれば、一定の資本的関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限については規定等で一律に定めてはおらず、個々の事案により判断しているとのことである。しかし、担当者へのヒアリングによると、入札参加者に資本的関係、人的関係があることを知らなかったとのことであった。

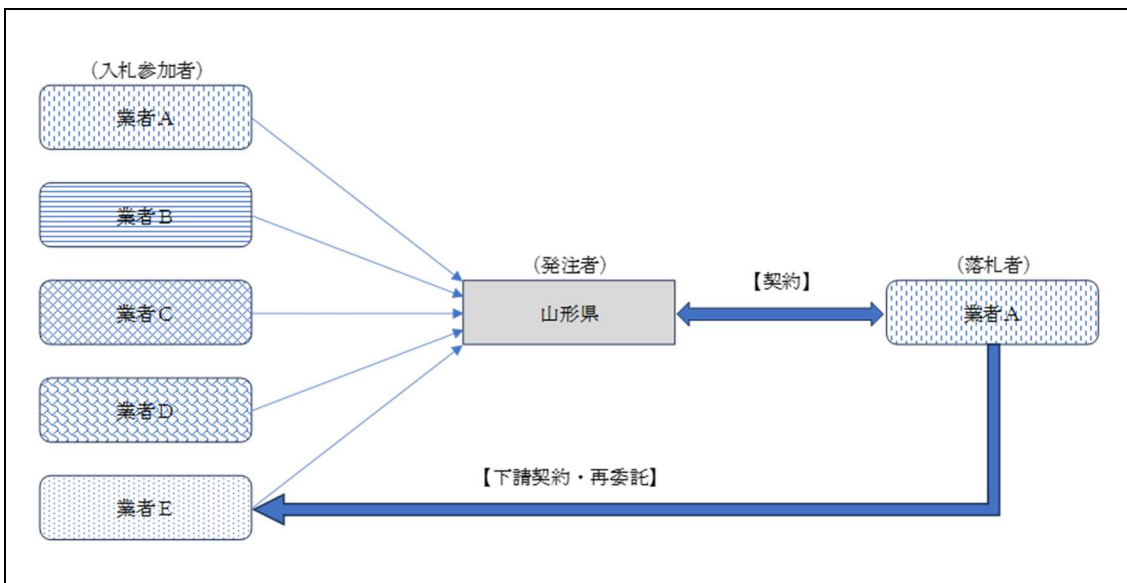
以上より、実効ある競争性確保の観点、また、談合等の未然防止の観点から、一定の資本的関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限について、規定等による一律の定めを設ける、若しくは個別事案ごとのより詳細な把握、検討に努めるべきである。【指摘事項】

また、本件においては相互供給もあわせて確認された。

相互供給とは、競争入札によって締結した契約について、競争入札参加者同士が相互に物品又は役務を供給すること及び下請契約を締結することをいう。

相互供給は、下請先、再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなるなど、社会通念上不適当な行為であり、疑惑を招くおそれがあることから、法令等で禁止はされていないものの、独自のガイドライン等により相互供給を禁止している自治体もある。

＜相互供給のスキーム図＞



本県においては、相互供給を禁止する定めは特段設けられていない。

過年度の包括外部監査において、本県における相互供給の取扱いに関してヒアリングした結果、以下のような回答があった。

相互供給は禁止されておりません。

競争入札が適正に行われた場合、落札後に落札者が業務の一部をどの業者に委任するかについては落札者に委ねられています。

また、契約上、一括再委託は禁止されており、業務の一部について再委託を行う場合は発注者の承諾を得なければなりません。県では承諾の際に再委託業務の内容及び再委託代金について確認を行うこととしており、そのことにより契約の適正性は確保されるものと考えられることから、本県では相互供給を禁止しておりません。

確かに、再委託の際の事前承認により、契約の適正性を確保できている面もあるが、当初入札時の調達価格の適切性を確保できる体制が整備されているのかについては疑問が残る。相互供給を禁止する旨の定めを設けている他の自治体は、いわゆる談合により、調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止することが目的であると考えるが、当初契約後の再委託手続きを厳格化したとしても、調達価格の適切性を確保するには効果が乏しいといえる。

以上より、独自のガイドライン等により、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の定め、もしくは相互供給自体を禁止する定めを設けることを検討されたい。【意見】

(4) 契約の一本化について

サンプル抽出した取引のうち、下表の業務委託契約については、いずれも同一の相手先との1者随意契約が継続して行われており、それぞれ別個の契約とする意義が乏しいと思われる。

業務委託契約の名称	契約期間	契約形態
自家用電気工作物保安管理 業務委託(大学)	令和5年4月1日から令和8年3月31日	随意契約
自家用電気工作物保安管理 業務委託(学寮)	令和5年4月1日から令和8年3月31日	随意契約

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

両業務委託契約について、1者随意契約とする理由は以下のとおりである。

「1者随意契約理由書」より抜粋

保安業務対象事業場までの到達時間2時間以内(電気事業法施行規則第53条第2項第6号及び「主任技術者制度の解釈及び運用」(平成17年3月22日原院第1号))を確保できるのは冬期間の交通事情を考慮し置賜地区に事業所等があり、なおかつその事業所内に保安業務担当者がいる業者となり、関東東北産業保安監督部東北支部HP資料の電気保安法人中2社(委託先及び委託先以外の会社)となる。

前者(委託先)は、入札参加者名簿に登録されており、従業員数1,500名、県内に6事業所を有している。

後者(委託先以外の会社)は、入札参加者名簿に登録されておらず、当該法人への聞き取り調査では本県関係との契約実績はなく、従業員(保安業務担当者)4名で事業を行っているとのことである。

年1回の点検は、平日電気を停止させて行うもので、大学内の設備(構内電話交換機のバッテリー持続時間3時間、動物飼育装置や薬品用冷蔵庫及び冷凍庫)に支障が生じないよう短時間で作業を行うには保安業務担当者4~5人の体制が必要と思われる。また、障害発生時の終日対応等、緊急時の体制確保にもある程度の人数が必要と思われる。

以上のことから、委託先のみが業務可能と判断し、委託先と契約するものである。

このように、いずれの業務委託契約も実質的に委託先のみが受託可能であり、1者随意契約が継続している状況である。また、保安管理業務は電気事業法に従って行うべきものであることから、業務内容や仕様書の見直しは難しいと考えられ、今後もこの状況は変わらないことが推測される。

以上より、両業務委託契約については、契約範囲を見直して一本化することにより、契約事務負担の軽減及びトータルコストの削減を模索していくことが望ましい。【意見】

(5) 食費会計の受益者負担及び余剰金の精算について

本来受益者が負担すべきであると考えられる学寮における食費(材料費)について、米価格高騰に伴う増額改定分相当額を学寮生に転嫁することなく、食費会計の過年度繰越金から充当されていた。

本法人では、学生が勉学に適する環境において自主的で規律ある共同生活を通して、自己の人間形成に資することを目的として学寮を設置しており、入寮する学生からは以下のとおり学寮費を徴収している。

<学寮費(令和7年4月1日現在)>

項目	年 額	備 考
寄宿舎費	88,800 円	月額 7,400 円×12 か月
食 費	130,000 円	月額 13,000×10 か月 (8月と3月及び土日祝日は食事提供なし)
光熱水費	115,200 円	月額 9,600 円×12 か月
雑 費	72,000 円	月額 6,000 円×12 か月
合 計	406,000 円	月額 36,000 円

学寮給食業務の運営については、外部業者に業務委託する形をとっている。仕様書によれば、委託業務の内容は以下のとおりである。

「学寮給食業務委託仕様書」より抜粋

4 委託業務の内容

- (1) 学寮の寮生 60 名に対して食事を提供する。
(使用した調理器具及び食器等の洗浄等、食事提供に付随する業務を含む。)
- (2) 提供する食事は、毎朝食及び夕食とする。(ただし、下記の期間を除く。)
 - ① 土曜日、日曜日及び祝日の朝食及び夕食
 - ② 8月及び3月
 - ③ 12月28日の夕食から1月4日の朝食まで
- (3) 寮生以外で法人が特に認める者へ食事の提供を行うことができるものとする。
- (4) 栄養士による週1回の献立作成とともに年2回(4月、12月)寮生代表者との献立作成委員会を開催する。ただし、必要に応じ臨時献立作成委員会を開催する。献立は学寮内に掲示する。
- (5) 法人に対して毎月業務完了報告書を提出するものとする。(8月、3月は除く。)

6 給食作成の材料及び費用の負担

(1) 給食作成のための原材料の購入に関する経費は寮生が負担する。受託者は材料の納入及び支払書類を明確にし、その書類を添付して寮生に請求するものとする。

(2) 1食あたりの経費

① 朝食 250 円程度

② 夕食 370 円程度

計 620 円以内

なお、1食あたりの経費については、委託者・受託者協議のうえ変更することができるものとする。

食費については、寮生より月額 13,000 円を徴収し、その中から学寮給食業務委託仕様書に定められた1食あたりの材料費を委託業者に支払い、欠食した場合は寮生に還付している。また、食事提供日を月平均 20 日と仮定すると 12,400 円(= (250 円+370 円) × 20 日)となるが、月額徴収額 13,000 円との差額(約 600 円)については、食事提供料として委託先へ支払っている。

令和7年1月、委託先より昨今の米価格高騰に伴い、現行の1食あたり材料費では同水準での食事提供が困難な状況にあるため、令和7年4月より、学寮給食業務委託仕様書に定められた1食あたり材料費について、以下のとおり価格改定(増額)の申し入れがあり、検討の結果これを受け入れることとした。

区分	現行	改定後	差額
朝食	250 円	270 円	+20 円
夕食	370 円	390 円	+20 円

しかし、令和7年度においては当該増額分について、学寮費の改定を行い寮生に転嫁することなく、食費会計過年度繰越金を充当している。

本法人事務局に記録が残っている食費会計における収支状況の推移は以下のとおりとなっている。

区分	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入の部	前年度繰越金	1,551,654 円	1,958,896 円	1,948,179 円
	学寮費(食費分)	8,635,700 円	7,261,300 円	7,057,264 円
	雑収入	42 円	40 円	2,492 円
	収入の部合計	10,187,396 円	9,220,236 円	9,007,935 円
支出の部	委託先への支払額	5,080,110 円	4,131,007 円	4,750,670 円
	欠食者還付金	2,831,990 円	2,912,980 円	2,176,660 円
	退寮者返金	316,400 円	228,070 円	302,224 円

	次年度繰越金	1,958,896 円	1,948,179 円	1,778,381 円
	支出の部合計	10,187,396 円	9,220,236 円	9,007,935 円

なお、上記以前については、食費会計は学寮生が主体となって管理しており、収支決算書等も学寮生が作成していたため、法人事務局に記録として残っていないとのことである。

このように、近年は物価高騰などの影響により委託先への支払額が増加しており、繰越金の金額は減少傾向にある。しかし、当法人食費会計担当者によれば、令和6年度末繰越金残高1,778,381 円のうち、約半分程度は既に卒業した過年度生より徴収した学寮費(食費分)と推測されるとのことである。

このような状況で、この度の価格改定差額について繰越金を充当するということは、実質的に現学寮生が価格改定額の一部を負担することなく、利益を享受している状態といえる。たしかに、価格改定差額について学寮生へ転嫁するには、学寮生及びその保護者へ事前に周知し理解を求める必要があり、それには相当の期間を要することも理解できるが、受益者負担の原則の観点からは疑問を抱かざるを得ない。

以上より、今後この度の価格改定と同様のケースが生じた場合には、受益者負担の原則に従い、価格改定分については繰越金により賄うことなく、学寮生に負担を求めることが望ましい。【意見】

また、本食費会計について余剰金が生じた場合には、年度末に学寮生へ返金することにより精算を行い、繰越金そのものを発生させないようにすることが望ましい。【意見】

第5 人事労務管理

1 概要

(1)職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
役員数	常勤	6	6	6
		うち県職員	1	1
		うち県OB	0	0
	非常勤	4	4	4
		うち県職員	0	0
		うち県OB	1	1
職員数	常勤	16	17	18
		うち県職員	12	11
		うち県OB	0	0
	非常勤	17	16	16
		うち県職員	0	0
		うち県OB	1	1
県職員計		13	12	12
県OB計		2	2	2

(各年度役員4月1日、職員5月1日時点)

(2)職員の人件費について

本法人には県から派遣された職員と法人採用職員がいる。

職員の人件費については、「山形県公立大学法人給与規程」によって規定されている。ただし、同規程は県の「山形県職員等の給与に関する条例」や関係規則に準拠したものとなっている。

給料表は、山形県公立大学法人給与規程に定めた事務職給料表(別表第2)を使用している。これは「山形県職員等の給与に関する条例」が改正された場合に、法人においても規程を同様に改正して、結果、県職員の行政職給料表(山形県職員等の給与に関する条例の別表第1)と同様になっている。なお、当法人の教員は同規程の教育職給料表(別表第1)の適用となり、県職員の教育職給料表(3)(山形県職員等の給与に関する条例の別表第4ハの教育職(3))と同様になっている。

2 実施した手続き

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、職員の人件費事務の概要を

把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、山形県人事委員会事務局の「給与実務の手引」等、及び法人独自の「山形県公立大学法人職員給与規程」等に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当（本法人の場合は、防疫作業）及び時間外勤務手当等に関して、関連資料の照合を行った。さらに、時間外勤務時間や有給休暇の管理状況、人事評価制度等についてもあわせて確認した。

3 監査結果

(1) 有給休暇の取得実績の個人格差について

公務員の場合は初年度から20日の年次有給休暇が付与され、山形県の場合は、1月1日に付与されることになっている。当法人が採用した職員についても、通常の民間とは異なり、「山形県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」により、毎年度20日の年次有給休暇が付与されている。

「山形県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」より抜粋

(年次有給休暇)

第15条 職員の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって当該年の中途において新たに職員となるもの
その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が定める日数

(3) 省略

2 前項の年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く)は、1年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 前2項の規定によりがたい職員の年次有給休暇の日数については、その者の勤務時間等を考慮して理事長が定める。

4 職員の年次有給休暇は、理事長が職員の請求する時期に与える。ただし、事務の運営上支障があると認めるときは、他の時期に与えることができる。

担当者へのヒアリングによると、個人別の有給休暇の取得状況の把握は行っていないとのことである。

有給休暇の法人全体での取得状況を的確に把握し、有給休暇の取得実績に格差が生じているようであれば、人員配置の工夫や増員を検討し、全員が公平に有給休暇を取得できる環境を整備していく必要がある。【意見】

(2) 法人採用職員への人事評価の未実施について

県では、職務遂行過程で職員が発揮した能力や姿勢ならびに業績等を把握し的確に評価することを通して、職員の能力向上と意識改革を図り、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを活性化させるとともに、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するために、平成28年4月1日より「山形県人事評価実施要綱」を施行して人事評価を行っている。

当該、実施要綱において人事評価の対象職員が明示されている。

「山形県人事評価実施要綱」より抜粋

(対象職員等)

第5条 この要綱による人事評価の対象職員等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被評価者 一般職の職員とする。ただし、以下の職員を除く。

①省略

②評価面接時において、県が給与を支給しない派遣先団体等の業務に従事する職員

県では公社等への派遣職員(派遣先が給与を支給する場合)については、上記要綱によると、第5条(1)②に該当し、人事評価の対象にならない。具体的には、山形県公立大学法人与公立大学法人山形県立保健医療大学に派遣された県職員が該当する。

担当者へヒアリングを行った結果、県職員が上述のように人事評価を行わないことに平仄を合わせて、法人採用職員についても人事評価を行っていないとのことであった。そのため、法人採用職員の昇給等は年数のみが考慮されている状態である。

しかしながら、「山形県公立大学法人職員就業規則」において、以下のように規定されている。

「山形県公立大学法人職員就業規則」より抜粋

(定義)

第2条 この規則で、「職員」とは、理事長が法人の職員として雇用した者をいう。

2 この規則で、「教員」とは、前項の職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(勤務評定)

第12条 理事長は、職員の勤務成績について評定を実施する。

2 職員の勤務成績の評定に関し必要な事項は別に定める。

(昇任)

第13条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行う。

当法人の県職員について人事評価を実施していないことを根拠として、法人採用職員についても人事評価を行っていないのは、「山形県公立大学法人職員就業規則」に合致した運営となっていない。【指摘事項】

公立大学法人化のメリットの一つである柔軟な給与制度の導入による職員モチベーション向上のためには、法人採用職員の勤務成績等を適切に評価して期末手当等に反映させたり、昇進に考慮することが必要である。

なお、今後、法人採用職員への人事評価を行い、「山形県公立大学法人職員就業規則」と実態の差異が解消するように検討されたい。【意見】

第6 財産管理

1 概要

(1) 公有財産

県から入手した山形県公立大学法人の公有財産台帳における財産概要は下表のとおりである。

表: 公有財産一覧

(単位: 千円)

種類	種目: その他	所在地	面積(m ²)	公有財産価額
土地	大学敷地	米沢市通町六丁目 15 番 1 号	38,416.00	495,600
	学寮敷地	米沢市福田町二丁目 3 番 170 号	3,272.62	67,400
	職員宿舎敷地	米沢市太田町三丁目 1 番 13 号	1,861.32	41,100
	合計		43,549.94	604,100
建物	校舎 (内訳)	米沢市通町六丁目 15 番 1 号	22,189.66	1,344,820
		A 号館	7,299.39	
		B 号館	5,679.00	
		C 号館	3,140.40	
		D 号館	4,951.51	
		体育館	1,069.26	
		車庫等	50.10	
	学寮	米沢市福田町二丁目 3 番 170 号	2,043.72	41,540
	職員宿舎	米沢市太田町三丁目 1 番 13 号	1,313.39	62,700
	合計		25,546.77	1,449,060

(2) 貸借対照表上の資産

県から入手した山形県公立大学法人の令和6年度決算書における貸借対照表上の資産価額は下表の通りである。

表: 貸借対照表上の資産(令和7年3月末日)

(単位: 千円)

資産名	固定資産台帳登録件数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
土地	3	604,100	—	604,100
建物	42	※ 1,490,960	741,841	749,119
構築物	5	125,761	114,589	11,172

工具器具備品(リース資産含む)	124	355,585	190,068	165,517
図書	★1	396,966	—	396,966
美術品・收藏品	22	4,590	—	4,590
ソフトウェア	4	(58,674)	(35,977)	22,697
現金及び預金	—	—	—	133,552
未収金	—	—	—	1,599
立替金	—	—	—	241

※ 建物の取得価額が公有財産台帳と一致しない部分は、寄贈あるいは移管後に取得した資産 41,900 千円が加算されているためである。

★ 図書については、固定資産台帳上「図書」として 1 項目のみの登録であった(この点、3監査結果(1)参照)。

(3) 財産関連規程

山形県公立大学法人における財産に関連する規程は次のとおりである。

- ・山形県公立大学法人会計規則
- ・山形県公立大学法人会計規則実施規程
- ・山形県公立大学法人固定資産管理規程
- ・山形県公立大学法人固定資産貸付規程

(4) 財産関連台帳

山形県公立大学法人における財産に関連する台帳は次のとおりである。

- ・公有財産台帳
- ・固定資産台帳
- ・準資産台帳
- ・図書台帳

2 実施した手続き

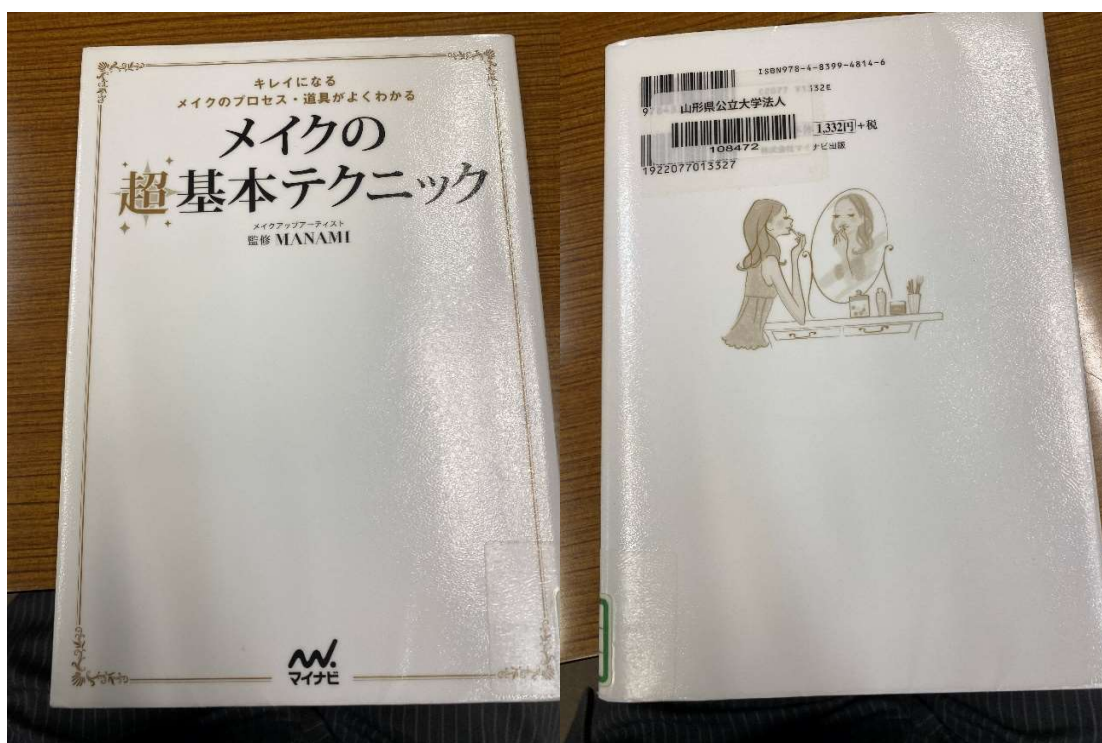
公有財産及び貸借対照表上の資産について、台帳の整備状況を確認した上で、一部につき現品との照合を行い、管理状況の検証を行った。また、貸借対照表上の資産について、令和6年度末時点の残高の正確性の検証を行った。さらに、図書について蔵書点検の状況を確認するとともに、一部につき現品との照合を行い、管理状況の検証を行った。

3 監査結果

(1) 図書の貸借対照表価額について

固定資産台帳上、図書の登録は「図書」として1項目のみ総額での計上であった。そのため、固定資産台帳の元となった図書台帳を入手し、当該台帳から15冊抽出し現品確認を行ったところ、次のとおり登録されている書籍を検出した。

登録番号	図書台帳購入価額	書籍定価	差額
108472	1,439,143 円	1,332 円	1,437,811 円



そこで、当該書籍につき蔵書システム上の登録状況を確認したところ、次のとおりであった。

登録番号	図書台帳購入価格	蔵書システム	
		定価	購入価格
108472	1,439,143 円	1,332 円	1,439 円

ここで、蔵書システムのデータをすべて入手し、固定資産台帳の元となる図書台帳との比較を行った結果が次のとおりである。

	図書台帳	蔵書システム	
	購入価格	定価	購入価格
登録書籍数	48,159 冊	121,195 冊	
(うち 0 円除く)	(48,079 冊)	(105,094 冊)	(23,609 冊)
登録金額	396,966,720 円	412,510,856 円	112,111,883 円

また、登録書籍数が大きく異なることから、図書台帳に登録されている書籍のみを蔵書システムから抽出した結果は、次のとおりである。

	図書台帳	蔵書システム	
	購入価格	定価	購入価格
登録書籍数	48,159 冊		
(うち 0 円除く)	(48,079 冊)	(42,999 冊)	(20,035 冊)
登録金額	396,966,720 円	198,099,917 円	104,235,699 円

上記より、令和6年度固定資産台帳に計上された図書の期末残高につき、過大計上のリスクが生じているものと考えられる。

この点、山形県公立大学法人固定資産管理規程では、固定資産について次のとおり規定されているが、同規程第2条第4項にいう「別に定める」規程が存在しないことから、図書について固定資産計上基準は明確となっていない。

<p>「山形県公立大学法人固定資産管理規程」より抜粋</p> <p>第2条（定義）この規程において「有形固定資産」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 土地</p> <p>(2) 建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具器具、備品、車両運搬具及びその他これらに準ずるもので、取得価額 50 万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの</p> <p>(3) 図書、美術品、収蔵品、建設仮勘定及びその他これらに準ずるもの</p> <p>2 この規程において、「無形固定資産」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、ソフトウェア及びその他これらに準ずるもので、取得価額 50 万円以上でかつ耐用年数が1年以上のもの</p> <p>(2) 借地権、地上権その他これらに準ずるもの</p> <p>3 投資その他の資産の取扱いについては、別に定める。</p> <p>4 第1項第3号及び第2項の固定資産の取扱いについては、別に定める。</p>
--

また、同規程では、固定資産の取得価額について次のとおり規定されている。

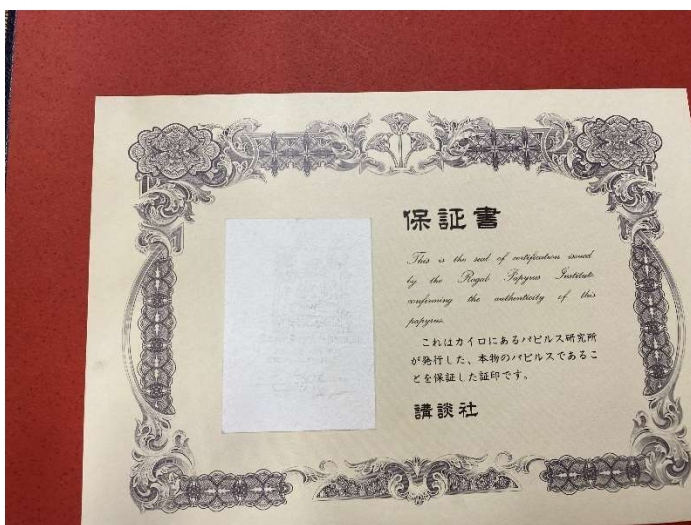
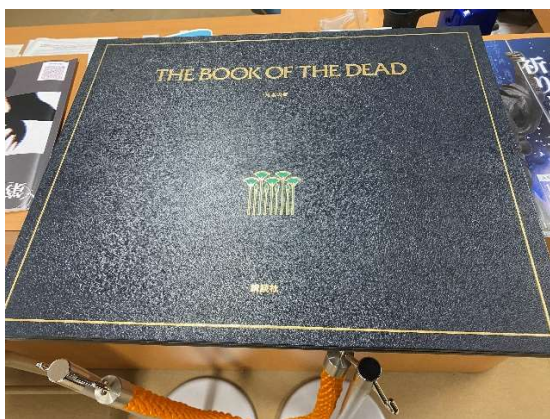
<p>「山形県公立大学法人固定資産管理規程」より抜粋</p> <p>第9条（取得価額）固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 購入した場合は、購入代価及び付随費用</p> <p>(2) 寄附、出資及び譲与による場合は、時価等を基準とした公正な評価額。ただし、山形県からの出資による場合には、地方独立行政法人（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）法第6条第4項の規定に基づき山形県が決定した価額とする。</p> <p>(3) 改良及び修繕による場合は、改良等に要した資本的支出の額</p>
--

したがって、山形県公立大学法人固定資産管理規程が求める固定資産としての図書残高は、「すべての図書」について「第9条に基づく取得価額」を合算したものでなければならないことと推察する。

法人では、固定資産台帳の元となる図書台帳は、前年度に Excel で作成し提出された台帳に、当年度購入や寄贈等により取得した図書を追加し、当年度紛失等により除却した図書を除いて作成し提出する事務を行っているとのことであった。これは、過年度の当該台帳 (Excel) が正しく作成されていることを前提とする事務であるが、前述の通り1冊の書籍につき1,437 千円もの差異が生じていることも事実であり、過年度分の登録の正確性に疑義が生じているものと考えられる。

また、蔵書システムの運用において、特段の運用マニュアルや内規が存在しないため、担当者によって区々の手続きとなりかねない現状も前述の金額不一致に係る一因と考えられる。

さらに、監査人は同法人の記念資料室前に保管されていた次の書籍を検出した。



これは、公立大学法人移行前の備品標示がなされており、したがって当該書籍は米沢女子短期大学時代に備品管理されていたこととなる。この点、会計事務の手引(財務編)では次のとおり記載されており、取得額又は評価額が5万円以上の図書であると推定される。

「会計事務の手引(財務編)」より抜粋			
第7章 物品(2)所属分類の決定			
物品の分類	物品分類基準		注意事項
備品	取得額又は評価額が5万円以上のものは備品とする。	図書(年版を除く。) 図書類	○全集ものをセットで購入するときはセットの合計額で、全集の一部図書類のみを購入するときは1冊の価格で分類するが、1冊ずつ購入の結果、全集が揃った場合、その時点で合計額が5万円以上になるときは、備品に分類換すること。

公立大学法人移行前の米沢女子短期大学時代に高額図書として備品管理されていた図書が、現在の図書台帳及び固定資産台帳のいずれにも登録されていなかったことから、図書台帳の網羅性にもリスクが生じていることと考える。

法人は、可能な限り過年度分の図書につき購入時あるいは受贈時、さらには公立大学法人移行時、それぞれの取得価額の調査を行い、蔵書システム上への正確な登録を行った上で、貸借対照表上の図書残高の正確性を確認する必要がある。【指摘事項】

また、その前提として蔵書システムの運用において、書籍の取得時あるいは受贈時、保有時、除却時それぞれに関する手続きマニュアル等を整備し、担当者の変更があった場合でも正確に事務作業が引き継がれるように体制を整備されたい。【意見】

(2) 現預金の管理と会計処理について

現預金の管理につき、令和6年度末時点の現金出納帳、残高証明書や通帳との照合を行った。令和6年度末時点の現預金の残高は帳票間で一致していたが、学校会計外の預金口座に係る通帳を次のとおり検出した。

	銀行名	口座名義	令和7年3月末日 残高
1	山形銀行	山形県立米沢栄養大学教育諸会費口	7,425 千円
2	米沢信用金庫	山形県公立大学法人教育振興会	1,306 千円
3	米沢信用金庫	山形県公立大学法人教育振興会特別会計	451 千円
		合計	9,184 千円

最も残高の多い山形銀行「米沢栄養大学教育諸会費口」口座の主な内容は、次の項目に係る令和7年度米沢栄養大学新入生からの諸会費預り金であった。

		単価(円)	人数(人)	金額(千円)
教育振興会費	入会金	@25,000	45	1,125
	会費	@10,000	45	450
	施設拡充費	@20,000	45	900
実験実習費		@43,000	45	1,935
学外研修費		@10,000	45	450
学研災保険料		@3,370	45	151
ボランティア活動保険料		@350	45	15
学生自治会費	入会費	@1,500	45	67
	会費	@3,500	45	157
同窓会費	入会金等	@22,000	45	990
	アルバム代	@14,860	45	668
合計		@153,580	—	6,911

この点、山形県公立大学法人会計規則実施規程では、預り金等について次のとおり規定されており、法人収入外の金銭受取につき預り金計上を求めている。

「山形県公立大学法人会計規則実施規程」より抜粋

第17条(預り金等の取扱い)会計規則第20条に規定する預り金等の取扱いについて、法人の収入とならない金銭を受け取った場合には、速やかに預り金として計上しなければならない。ただし、法人運營業務と関係のない金銭は、受け取ってはならない。

「山形県公立大学法人会計規則」より抜粋

第20条(預り金等)第14条及び前条の規定は、法人の収入又は支出とならない金銭及び有価証券の受払について準用する。この場合において、必要があるときは、領収書に代えて預り証を発行する。

一般的な学校法人会計においては、いわゆる周辺会計の会費等を実質的に学校により収受し、その通帳を学校の金庫等に保管している場合には、学校会計内に取り込み「預り金」として処理する事務が行われることがある。これは、学校会計でその残高を明確にすることにより、昨今問題となっている横領等の不正を予防する目的であり、山形県公立大学法人会計規則実施規程が法人収入外の金銭受取につき預り金計上を求めているのも、これと同様の趣旨と考える。

法人の取り扱いとしては、法人とは別の組織のお金を預かっているものであるため、預り金処理は不要と判断している。しかし、法人の職員が管理しているお金であり、それを法人の金庫で管理していることは、横領の危険性がある以上、適切な管理とは言えない。

法人は、学校会計外である周辺会計に関する預金口座について預り金処理を行わないのであれば、規則第 17 条に基づき、法人運營業務と関係のない金銭は管理すべきではないため、それぞれの組織の規定等に従って、法人外の場所で適切に管理すべきである。【指摘事項】

(3) 固定資産の現物確認について

山形県公立大学法人固定資産管理規程では、固定資産の報告について次のとおり規定されており、毎会計年度末における管理状況等の報告を求めている。

「山形県公立大学法人固定資産管理規程」より抜粋

第 21 条(報告) 資産管理責任者は、毎会計年度末における固定資産の管理状況等について、報告書を作成し、会計責任者に報告しなければならない。

そこで法人は、毎会計年度末時点の固定資産における「管理状況について」の報告書を作成しているが、当該報告書は固定資産のうち工具器具備品(リース資産含む)に関するリストとその写真(複写)で構成されており、固定資産全体を網羅した報告書ではなかった。また、本規定は「固定資産の管理状況等」の報告を求めているが、「どの固定資産について」「どの様な管理状況を」「どの様に報告」するべきか、さらに「等」が何を意味するのか等、具体的な報告の仕方は明確となっていない。

また、山形県公立大学法人固定資産管理規程では、有形固定資産の管理番号について次のとおり規定されており、管理番号の標示を求めている。

「山形県公立大学法人固定資産管理規程」より抜粋

第 12 条(管理番号) 資産管理責任者は、有形固定資産に管理番号を標示する。ただし、標示することができない場合又は標示する必要がない場合は、これを省略することができる。

法人より固定資産台帳及び準資産台帳を入手し、当該台帳から 15 件抽出し現品確認を行ったところ、資産の実在性に異常は検出しなかったが、管理番号の標示について次のとおり 15 件すべてが台帳の番号と異なる標示となっているか、そもそも標示がなされていない結果となった。

【固定資産台帳より】

資産管理 No.	資産名称	規格	管理番号標示
M01300000000024	講演台	T-2496NA-DB	(標示なし)
M01400000000006	SAT システム一式	SAT-AS2 等	(標示なし)
M01600000000042	エアコン 3	エアコン一式	(標示なし)
M02200000000005	プロジェクター	EB-L630W	(標示なし)
M13000000000002	コールドユニット	FRTU1260(トク)	13-032
M13000000000020	トレッドミル	T.K.K.3088	13-285
M13000000000037	クロマトチャンバー	MC-20EF3	13-389
M13000000000046	遠心エバポレーター	CVE-3000 他	13-426
M13000000000053	身体機能測定機器	T.K.K.5710q 他	(標示なし)
M08000000000018	絵画 樹(宇賀神勝)		(標示なし)

【準資産台帳より】

番号	資産名称	規格	管理番号標示
13-040	真空包装機	V-380G	13-057
13-054	窓下流し台	EW1-A18	13-072,073
13-083	6つの基礎食品分類モデルB	12371-020(SD3)	(標示なし)
13-118	恒温器	SLI-401	13-398
13-124	中型振盪機	NR-80 他	13-423

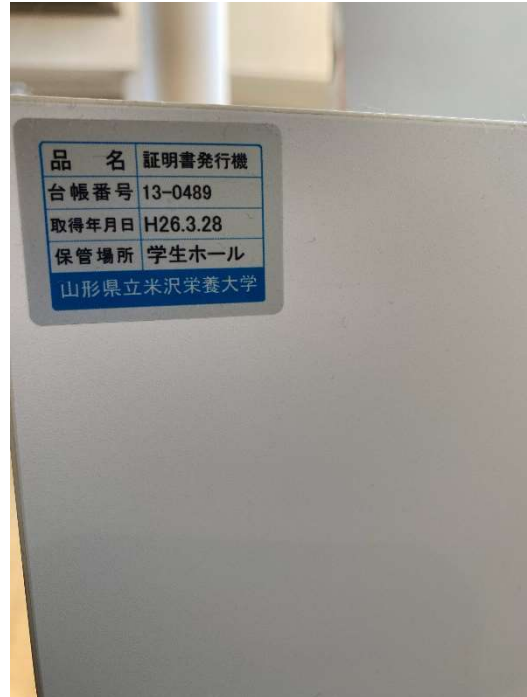
なお、山形県公立大学法人固定資産管理規程において、準資産は次のように定義され、固定資産に準じた管理が求められている。

「山形県公立大学法人固定資産管理規程」より抜粋

第3条(準資産) 準資産とは、前条に規定する有形固定資産及び無形固定資産に該当しないもので、取得価額が10万円以上50万円未満の資産でかつ1年以上の使用が予定されているものをいう。

2 前項に掲げるものは、特に定めがある場合を除き、管理資産として管理台帳を設ける等固定資産に準じた取扱いとする。

【管理番号標示サンプル】



この点、上記管理番号標示については、米沢栄養大学開学時に取得又は移管された工具器具備品又は物品であり、その備品管理台帳は法人にあり、米沢栄養大学開設準備室が作成していた。当該備品管理台帳における管理番号は現在の固定資産台帳及び準資産台帳にまったく反映されていなかったため、同じ工具器具備品又は準資産につき異なる管理番号が付された台帳となっていた。

米沢栄養大学開学時の備品管理台帳は 729 件中 711 件に標示があることとされ、現行の固定資産台帳における工具器具備品又は準資産の総数 390 件を大きく上回るものであり、現存し稼働している資産も多数存在するものと推察する。したがって、米沢栄養大学開学時の備品管理台帳における管理番号標示をそのまま活用することが、公務実務における3Eの観点から有用と考える。

法人は、当該台帳の管理番号標示も活用しながら、山形県公立大学法人固定資産管理規程が求める固定資産の管理番号の標示及びこれらを統合した固定資産台帳又は準資産台帳を整備する必要がある。【意見】

また、山形県公立大学法人固定資産管理規程第 21 条が求める固定資産の管理状況等の報告につき、管理方法及び報告方法を詳細かつ具体的な規定を設けた内規やマニュアルを整備する等して、固定資産の実在性だけでなく、固定資産の状態もあわせて報告するように具体的な報告の仕方について明確にする必要があると考える。【意見】

第7 情報セキュリティ

1 概要

本施設において主に使用するシステムは下記のとおりである。

	システム名	利用目的
①	財務会計システム 「GrowOne 財務会計」	財務会計
②	人事給与システム 「GrowOne 給与 SX」	給与計算
③	学務システム 「ActiveAcademyAdvance」	学籍・成績管理
④	債権管理システム 「授業料債権管理システム」	債権管理

全て、民間のシステムベンダーにより開発されているシステムを利用している。

2 実施した手続き

監査人は、業務フロー、ID/パスワードやアクセス権の管理、バックアップの管理、及び記憶媒体の取扱方法について担当者へのヒアリング、及び資料の閲覧などを行った。

3 監査結果

本法人は独自に「山形県公立大学法人セキュリティポリシー（以下、セキュリティポリシー）」を設け、これに則った運用を行っている。

(1) ID・パスワードの管理

セキュリティポリシーによれば、情報資産の保管についての取扱いについて示されており、その情報資産の分類に応じてパスワードなどによる暗号化を行い、アカウントについては適時な改廃を行うことを求めている。

「山形県公立大学法人セキュリティポリシー」より抜粋

第5章 第一節 情報システムの利用

(主体認証情報の管理)

9.利用者などは、知識による主体認証情報(パスワード)を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。

- (1)自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。
- (2)自己の主体情報を他者に教えないこと。
- (3)主体認証情報を忘却しないように努めること。
- (4)主体認証情報を設定するに際しては、容易に推測されないものにする。

- (5)異なる識別コードに対して、共通の主体認証情報を用いないこと。
- (6)情報システム管理者又は部局情報セキュリティ責任者から主体認証情報を定期的に変更するように指示されている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

第9章 第三節 権限管理機能

(アカウントの削除)

18.権限管理を行う者は、無効なアカウントを発見したとき、又はアカウントの削除命令並びに停止命令を受けたときは、速やかにそのアカウントを削除または停止し、その旨を部局情報セキュリティ責任者に報告すること。

財務会計システム、人事給与システム(①、②)は同一のベンダーが提供するパッケージソフトである。ID については、財務会計システム(①)は年度が切り替わるタイミングで担当者が改廃を行っているが、人事給与システム(②)は過年度の担当者(離職者も含め)が残っている状態であった。学内のネットワークからでないとアクセスができないため、ただちに問題となることはないものの、セキュリティポリシーにおいて無効なアカウントについては速やかに使用できない状態にすることを求めており、情報漏洩等のリスク軽減を図るために速やかに削除すべきである。【指摘事項】

また、いずれもパスワードを設定する際のポリシーは特に設けられておらず、定期的な更新についてもルールが整備されていなかった。セキュリティポリシーにおいては情報漏洩や改ざんのリスクを軽減させるために定期的な変更を求めているため、一定のルールに基づいてパスワードを設定・管理すべきである。【指摘事項】

学務システム(③)は、ID、パスワードによる管理を行っており、管理者によってアカウント別に権限が設定されている。パスワードは、Microsoft365 に紐づけられ、一定のルールに基づいて設定されている。

債権管理システム(④)は、ログインできるアカウントが1つであり、ID とパスワードが紙ファイルのマニュアルに記載されて、専用端末と同じデスクに保管されている。担当者以外でも容易にログインできる環境にあり、情報漏洩や改ざんのリスクが高い状態である。この点、セキュリティポリシーでは、パスワードを他者に知られないように管理することが求められているため、速やかに改善すべきである。【指摘事項】

(2)バックアップ、バージョンアップ体制

セキュリティポリシーによれば、情報資産の保管についての取扱いについて示されており、当該情報資産の重要性に応じてバックアップを行うことを求めている。

「山形県公立大学法人セキュリティポリシー」より抜粋

第4章 第四節 情報の保存

(格付けに応じた情報の保存)

(中略)

6.教職員等は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な文書について、バックアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、そのバックアップ又は複写を取得すること。

7.教職員等は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な文書の複写の保管について、災害などにより生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、適切な措置を講ずること。

監査人が確認したところ、①～④全て保守委託業者にバックアップを委託しており、それぞれ定期的・適切にバックアップが取られ、バージョンアップがなされていることが確認できた。

(3) 記録媒体の使用

システム間のデータ受け渡しにUSBメモリを利用することがあるが、県の承認を得たUSBメモリを利用し、管理者の承認を得て利用している。しかし、一部学務システム(③)のデータ(学生の情報など)を債権管理システム(④)にインポートする際に利用するUSBメモリは、特に暗号化などが施されているものではなかった。万が一このUSBメモリを紛失などした場合に、情報が漏洩したり、改ざんされたりリスクがあるため、早期に改善すべきである【指摘事項】。